

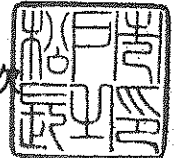
松戸市告示第355号

令和6年能登半島地震における市税に関する申告期限等の指定について

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）第8条第1項の規定により、令和6年1月17日付け松戸市告示第25号（令和6年能登半島地震における市税に関する申告期限等の延長について）において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に居住し、又は所在する納税者又は特別徴収義務者に係るもので、令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に期限の到来するものについては、令和7年1月31日とする。

令和6年12月13日

松戸市長 本郷谷 健 次



都道府県名	地 域
石川県	七尾市、羽咋郡志賀町